

令和8年度青森市転作推進事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和8年度青森市転作推進事業補助金交付要綱（令和8年4月1日実施。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、令和8年度青森市転作推進事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請等に係る様式)

第2条 要綱別表（第3条関係）に規定する転作事業のうち転作営農効率化支援事業において補助対象者が策定する事業取組計画書（事業目標達成状況報告書）は別記様式第1号とし、令和10年度における生産量拡大に係る事業目標を設定し、同年度までの間、毎年度、当該年度における生産量の実績について、当該年度の3月15日までに提出することとする。

(補助金の額)

第3条 要綱別表（第3条関係）に規定する転作事業のうち転作営農効率化支援事業における補助金の額について、事業を実施しようとする事業実施主体が2以上ある場合で、補助対象経費の額が予算の範囲を超えるときは、事業実施主体の取組内容を次の採択基準表に基づいてポイント化するとともに、その合計を採択基準ポイントとして算出し、採択基準ポイントの高い事業実施主体の順に順位付けしたうえで、順位の高い事業実施主体の順に、予算の範囲内で採択する。ただし、採択基準ポイントの順位付けは、取り組む作物ごとに実施するものとし、トマト及びバサラコーンの両方を作付けしている場合は、作付面積の大きい作物を取り組む作物として見なすこととする。また、順位が同じ場合にあっては、作付面積の大きい順に採択することとする。

○採択基準表

取組名称	取組内容	ポイント	確認方法
生産量拡大に係る事業目標の設定 (①から③の取組内容のうちから1つ選択可能)	①昨年度の実績を基準に、3年後の生産量を3割以上増加	3	昨年度の販売実績が確認できる書類
	②昨年度の実績を基準に、3年後の生産量を2割以上増加	2	
	③昨年度の実績を基準に、3年後の生産量を1割以上増加	1	
営農効率化の取組の実施 (①から⑤の取組内容のうちから1つ以上選択可能)	①土壌診断に基づく施肥設計の実施	3	土壌診断の結果がわかる書類
	②スマート農業機器の活用	3	活用機器の写真
	③緑肥作物の利用	3	緑肥作物の種子を購入したことが確認できる書類

	④ペレット堆肥もしくは混合堆肥複合肥料の利用	3	ペレット堆肥もしくは混合堆肥複合肥料を購入したことが確認できる書類
	⑤実需者と結び付いた生産・販売の実施	3	実需者との販売契約書等
対象品目作付面積の昨年度からの増加 (①から③の取組内容のうちから1つ選択可能)	①当年度のバサラコーン作付面積が昨年度のバサラコーン作付面積よりも0.3ha以上増加、もしくは当年度のトマト作付面積が昨年度のトマト作付面積よりも0.03ha以上増加	3	当年度及び昨年度の営農計画書
	②当年度のバサラコーン作付面積が昨年度のバサラコーン作付面積よりも0.2ha以上増加、もしくは当年度のトマト作付面積が昨年度のトマト作付面積よりも0.02ha以上増加	2	
	③当年度のバサラコーン作付面積が昨年度のバサラコーン作付面積よりも0.1ha以上増加、もしくは当年度のトマト作付面積が昨年度のトマト作付面積よりも0.01ha以上増加	1	
構成員の昨年度からの増加 (①から③の取組内容のうちから1つ選択可能)	①5名以上の増加	3	当年度及び昨年度の農業者団体等の構成員名簿等
	②3名以上の増加	2	
	③1名以上の増加	1	
対象品目作付ほ場の団地化 (①から③の取組内容のうちから1つ選択可能)	①当年度のバサラコーン作付ほ場の3ha以上の団地の形成、もしくは当年度のトマト作付ほ場の0.45ha以上の団地の形成	3	当年度の営農計画書及び航空写真等 (団地形成の基準については、青森市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョンに掲載された「団地化における連担の要件」を準用する)
	②当年度のバサラコーン作付ほ場の2ha以上の団地の形成、もしくは当年度のトマト作付ほ場の0.3ha以上の団地の形成	2	
	③当年度のバサラコーン作付ほ場の1ha以上の団地の形成、もしくは当年度のトマト作付ほ場の0.15ha以上の団地の形成	1	

※新規に設立された農業者団体及び農業法人については、設立年月日が確認できる書類を添付すること。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。